

まだ暑さの残る日が多く、
秋の気配も感じにくい今年の9月、
いかがお過ごしでしょうか？
季節の変わり目を迎えますので、
どうぞお身体を大切にお過ごしください。

9月の税務

10日(水)

- ・8月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付

30日(火)

- ・7月決算法人の申告と納税
- ・1月決算法人の中間申告と納税
- ・1月、4月、10月決算法人の消費税の
3ヶ月ごとの中間申告
- ・8月分社会保険料納付

ダイレクト納付のご登録に関しまして

昨年の5月から法人税などの納付書の送付が廃止されており、
納付書の準備が別途必要になっておりますので、
顧問先のお客様に関しましてはダイレクト納付の登録をお願いしております。

ダイレクト納付とは、銀行口座より税金を納付する方法です。

登録が完了すれば、**即時**または**指定した期日**に納付することが可能です。

金額が確定した段階で、引き落としさせていただいてよいかの確認のご連絡を差し上げますので、
その際にお返事いただければこちらで口座振替の手続きを行わせていただく流れとなります。

現在未登録のお客様に関しましては、登録をお勧めいたします。



社会保険の等級定時改定の 時期となりました。

社会保険の等級定時決定は、毎年1回、
すべての従業員の社会保険料を見直すための手続きです。
保険料が改定されるのは9月分（納付は10月となります。）からとなります。
この改定の基準とされる標準報酬月額決定については
毎年7月に提出する標準月額報酬の算定基礎届を
提出することにより行われます。



標準報酬月額は、その年の各個人の
4月、5月、6月の3ヶ月間の給料の平均額を基に、
新しい標準報酬月額が決定されます。



この標準報酬月額の適用期間は、
その年の9月分から翌年8月分までの1年間適用されます。
そのため、9月もしくは10月の給与の支給から
社会保険料の変更が必要となります。



お給料から控除する金額が、変わりますので注意が必要となります。

紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける
法人・個人事業主様を募集しております。
紹介して頂いたお客様には、
法人様をご紹介して頂ければ50,000円、
個人事業主様には30,000円の
Amazonギフトカードを
プレゼントいたします！
※紹介先のお客様が
顧問契約の場合に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。

Instagramを
スタッフが
毎日更新
しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください！



URANOKAIKEI



シルバーウィーク

今年は残念ながら大型連休はありませんが、
来年2026年には11年ぶりの
5連休が訪れます。

シルバーウィークになる条件は以下の通りです。

- ・敬老の日が9月の第3月曜日であること
（ハッピーマンデー制度により固定）
- ・秋分の日が9月21日、22日、23日の
いずれかであり、かつ水曜日であること
- ・上記2つの条件が揃うと、敬老の日と
秋分の日の間の平日（火曜日または木曜日）
が国民の休日となり、最大5連休となります。

